

會社は自己の非行を員はんが多数の
減車政策、單車の使用四十台が三十七台に減して
延長の水多し不拘六月以三年間として彼等も三年
従業員として働かせ多後々平等に監督或驗に依り
起て全従業員満冠と

震心 固執せよ

我等の勝利は唯死守あるのみ

日本交通労働總聯盟
自治會 部 外部
王子 支部

「別記」 要求書

一、職首者即時復職の件

理由 今回職首申し渡したる従業員代表拾名に對し理由は認め難きにつき即時復職せられたし

二、監督採用規定實行の件

理由 前例を破りたる輸入監督の採用は従業員向上を阻害し會社が目下言行
しつつある人件費節約政策に矛盾せる所以従来の慣例によられたし

三、單車撤廢の件

理由 前田大正十五年十二月要求回答に對し即時実行を去年一月度より改め
へた旨も入を言施せられたし

四、年功手番支給の件

理由 或は係入された際し三年間の特殊なる雇傭契約の下に文地工隊が優者等に是る